

令和7年度第1回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年7月4日（金） 愛媛県水産会館6階大会議室	
出席委員氏名	委員長 バンダリ ネットラ プラカシュ（愛媛大学 社会共創学部 教授） 委 員 柴田 好則（松山大学 経営学部 准教授） 委 員 清水 友記子（株式会社伊予銀行 審査部 課長） 委 員 高橋 直子（弁護士） 委 員 丹下 真由美（税理士） 委 員 森 貴弘（公認会計士）	
審議対象期間	令和6年12月1日 ～ 令和7年3月31日	
抽出事案	総件数 6 件	(備考) 抽出の考え方（抽出担当委員） ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	3 件	
指名競争入札	3 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
【令和7年度入札・契約制度の改善について】 ・特になし。	
【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】 ・資格停止措置について、久保建設の事件があったが、現在の状況は。	・前回の委員会開催は逮捕直後であったが、その後、土木部内ではコンプライアンス研修・指導を行い、行政経営課としても各発注機関に通知や職場内研修を実施した。 仮に制度に不備があったことが判明すれば制度改善の対応を考えていたが、現時点では、制度に問題があったとは認識していない。 従来は、調査基準価格を把握することが可能な職員が複数いたが、ランダム係数の導入により、最終的に誰も分からない仕組みとなった。 過去から検討を重ねてきたが、導入のタイミングがたまたま事件と重なったものであり、今後は業者から働きかけがあったとしても、職員も知りえない状態となっている。
・ランダム係数の導入で何が排除されるのか。	・外部に向けてははっきりと分からないと言うことができる。
・職員自身も業者に金額を教えようがないということか。	・システムが決定するため、最終的に誰も分からない状態である。
・ランダム係数がもっと早く導入されていれば、事件は起こりえなかったのか。	・完璧な制度構築は難しいと考えている。
・今回の対象期間の発注件数が前年度同期と比較して1割減少している理由は。	・物価高の影響で、発注件数は減少しているが、1件あたりの工事費は増加している。
・不調率への影響はないのか。	・影響はない。
・久保建設の事件について、15日判決とのことであるが、誰に対する判決か。	・事件に関わった全員に対してと聞いている。
・判決の内容次第では資格停止処分の期間が延長されるのか。	・新しい事実が判明すれば延長することもあるが、今のところは未定。

意見・質問	回 答
・職員の処分についてはどうか。	・当課では職員の処分は所管しておらず、把握していない。
【抽出工事に関する説明及び審議】 ○入札後審査型一般競争入札 1. 松街改第9号の3 3・2・2 4 松山駅西口 南江戸線 社会資本整備総合交付金工事 ・工事名に「社会資本整備総合交付金」とあるが、こういったものか。 ・工事の原資は100%国費となるか。 ・1 者応札の要因は。 ・参加資格における経営事項審査の項目でプレストレストコンクリート工事の総合評定値900点以上としているが、これは1,000点満点か。 ・900点以上としている理由は。 ・工法はかなり慎重を要するが、桁を一気に吊り上げるものではないか。 ・どこで製作しているのか。 ・いつから架設を行うのか。	・国からの補助を受けているもので、交付金の名称を工事名に使用している。 ・国費の割合は55%である。 ・業界の技術者不足や、高速道路の南予延伸といった国・ネクスコの大型工事があるためと考えている。 また、設計金額2.6億円というのは大手の業者にとっては比較的小規模工事であるため、応札を控えたのではないかと推測している。 ・加点方式であり、1,000点満点ではない。 ・特に技術力が必要と認められる工事は、品質確保を図る観点から点数を設定することとしている。 ・桁を1本ずつ吊り上げるものである。 ・受注者の東温市の工場で製作している。 ・7月14日の週から開始予定である。
2. 防補急砂（重）第39号の1 （急）丸之内 A地区 急傾斜地崩壊対策工事 ・A地区の令和5年度施工箇所と今回の施工箇所は反対であるが、場所の選定基準はどのようなものか。 ・前回と今回の業者は別か。	・急傾斜工事で、今回の様に人家裏を施工する場合、侵入路が限定されることから、両脇から施工して進捗効率を上げることを目的としている。 ・結果的に同一業者が受注している。

意見・質問	回 答
・保全対象人家とは、万が一の事態に備えて対策が必要な人家を指すのか。	・急傾斜事業の目的は斜面下の人家を守ることであり、斜面崩壊時に土砂が到達すると想定されている範囲が対象となる。
・工事の目的は急傾斜地の崩壊対策を行うことであるが、工法の落石防護柵は急傾斜地崩壊対策と同等の効果があるのか。	・高エネルギー吸収型落成防止柵は落石も吸収するが、今回は斜面崩落の防止を主な目的として使用しており、落石だけでなく、崩落した斜面表層土を受け止める目的で設置している。
・崩壊を止めるためのものではなく、崩壊したものを受け止めるということか。	・上から崩壊した土砂を受け止めるためのものである。
3. 本第7号 新居浜警察署 一期解体工事 ・評価値の加算点において、災害対応等の実績の項目で1位と2位で差がついているが、この実績は自己申告なのか。	・入札の段階では自己採点を行い、その後、評価値を算出する。 評価値1位の業者については、事後審査資料において実績を確認するため、証明書等の提出を求めている。 なお、次点について資料提出を求めている。
・客観的な証明があることが分かった。	
○指名競争入札 4. 水産第1号の1 中予地区（二神工区） 漁場整備工事 ・当初の一般競争入札で不調となった要因は。	・技術者不足に加え、海が時化るため、工期通りに施工することが難しいことから、敬遠されたのではないかと推測される。
・今回の指名競争入札では7者中3者が辞退していることについて、どう考えるか。	・船舶所有業者であればコスト削減が可能であるが、そもそも所有業者が少なく、利益が見込めないと判断されたと推測される。
・落札率が高止まりしていることについては。	・船舶所有業者が少なく、下請け等のコストが上昇することを考慮し、今回の結果になったものと思われる。
・人件費等の高騰も影響しているのか。	・それも考えられる。

意見・質問	回 答
・指名競争入札の結果、同額であればくじ引きで決定しているが、同額の場合に上位等級が優先される仕組みはあるのか。	・そのような仕組みはなく、同額であれば公正を期すため、くじ引きで落札者を決定している。
・進捗率20%と工期の割にあまり進んでいないように思われる。何か工法との関係があるのか。	・工場製作してから据え置く計画であり、現在、工場製作中である。
・施工現場の水深は。	・藻場礁は水深 10 メートル以浅である必要がある。
・どのように施工場所を選定しているのか。	・藻場は県内全般で減少しており、今あるところをどうやって増やすかということを優先し選定しており、市町事業とのシナジー効果も狙っている。 また、全く知見がないところを選定する場合は、栽培資源研究所が潜水調査を行っている。
5. 原周道改第101号の2 (一) 鳥井喜木津線 原発周辺地域避難等道路整備工事	
・前回施工業者と今回の施工業者は同じか。	・同じである。
・継続業者の方が施工面で優位性があるのか。	・現地の状況を把握しているなど、施工面で優位性があると考えている。
6. 海保楠(6)第4号 楠河西地区 汐遊び補修その3工事	
・応札のあった4者中3者が100%、落札業者が99%と落札率が非常に高いことについて、どう考えているか。	・沿岸の海苔養殖や背後地の営農に加え、施工期間が限られ工期の長期化が懸念されること、コンクリート矢板が受注製品であることなどから、利益率が低いと判断されたためと推察している。
・今回の工事では、コンクリート矢板を圧入するのではなく、打設するとのことであるが、矢板への影響はないのか。	・後背が平地で柔らかい地層のため打設を行うものであり、矢板への影響はないと考えている。

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局(県庁総務部総務管理局行政経営課内)